

令和元年第9回農業委員会総会議事録

令和元年8月30日
宮崎市農業委員会

1. 日 時 令和元年8月30日(金)

午後3時0分開会

2. 場 所 第四庁舎9階会議室

3. 付議事件

[議 案]

議案第55号 農地法第3条許可について

議案第56号 農地の競売・公売による買受適格証明について(農地法第3条)

議案第57号 農地法第4条許可について

議案第58号 農地法第5条許可について

議案第59号 農用地利用集積計画の決定について

議案第60号 令和2年度農地等の利用の最適化の推進に関する意見書について

[報 告]

報告第52号 専決処分の報告について(農地法第4条第1項第7号)

報告第53号 専決処分の報告について(農地法第5条第1項第6号)

報告第54号 専決処分の報告について(農地法第4条第1項本文)

報告第55号 専決処分の報告について(農地法第5条第1項本文)

報告第56号 相続等による権利移動について(農地法第3条の3)

4. 出席委員

1 番 日 高 隆 志	2 番 岡 武 義	3 番 久保田 章 生
4 番 井 野 義 美	5 番 鬼 塚 健 太	6 番 川 越 定 光
7 番 松 元 明 彦	8 番 川 崎 和 久	9 番 松 田 実
10 番 長 友 紘 子	11 番 川 崎 正 信	12 番 川 越 正 彦
13 番 茜ヶ久保 加 代	15 番 小 倉 俊 博	16 番 片 上 英 行
17 番 比惠島 章 之	18 番 川 越 達 也	19 番 秋 山 広 美
20 番 前 田 峰 子	21 番 中 村 和 寛	22 番 外 蘭 香
23 番 井 田 勝 美	24 番 小 玉 利 光	

5. 欠席委員

14 番 持 原 義 信


6. 事務局出席者


局 長	日 高 国 弘	農地調整係長	稗 苗 茂 樹
次 長	西 領 敏 一	農地調整係主任主事	山之上 智 美
次長補佐兼総務係長	小 谷 健 二	農地調整係主任主事	押 川 恭 範
総務係主任技師	崎 原 友 子		
総務係主事	平 下 拓 実		
総務係主事	石 橋 里 彩		


7. 市長部局出席者

な し

署名委員

議長 松田美 

委員 鬼塚健太 

委員 秋山広美 

午後 3 時 0 分開会

○議長（松田） これより令和元年第 9 回宮崎市農業委員会総会を開会いたします。

本日は、14 番持原義信委員から欠席の届出がありました。定足数に達しておりますので、総会は成立いたします。

それでは、まず、本日の議事録署名委員を指名いたします。

議事録署名委員は、5 番鬼塚健太委員、19 番秋山広美委員を指名いたします。

それでは、日程第 2、議案審議ですが、議案全般につきまして、事務局次長に説明をいたさせます。

○事務局（西領） 本日の日程でございますが、お手元に総会の会期及び議事日程等を配付させていただいております。

議案につきましては、特別な事情がない限りは、これまでどおり 1 ページごとの審議でお願いしたいと考えております。

それでは、提出議案について御説明いたします。

議案書表紙の裏面をごらんください。本日は 6 議案の御審議をお願いいたします。

議案第 55 号農地法第 3 条許可については 2 件、議案第 56 号農地の競売・公売による買受適格証明について（農地法第 3 条）は 1 件、議案第 57 号農地法第 4 条許可については 3 件、議案第 58 号農地法第 5 条許可については 24 件、議案第 59 号農用地利用集積計画の決定については 49 件、議案第 60 号令和 2 年度農地等の利用の最適化の推進に関する意見書については 1 件、以上、審議件数は 80 件となっております。

なお、農地法第 3 条及び農用地利用集積計画による担い手への農地集積面積は、10 万 9,551 平方メートルでございます。そのうち、委員のかかわりによる農地集積面積は、7 万 5,371 平方メートルでございます。

説明は以上でございます。御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（松田） これより議案審議に入ります。

議案第 55 号農地法第 3 条許可について、1 ページを議題とします。

○事務局（押川） 農地法第 3 条許可について説明いたします。

農地法第 3 条許可の審議につきましては、農地法第 3 条第 2 項各号に規定する許可基準に合致するかどうかを審査しています。今回、係る基準を充足すると認められた

案件について申請を受理し、議案として上程しております。

なお、認定農業者等が受人となっている案件については、その旨を備考欄に記載しております。

今回、1人の認定農業者が基盤強化促進法ではなく、3条申請となりました。1ページの129番が該当しますが、売買価格が地域の相場より高かったことから、3条申請を選択した案件となっております。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

○21番（中村委員） 売買価格が地域の現状と違うということでしたが、どれぐらいの差があったのか、教えていただけますか。

○事務局（押川） 今回の案件の売買価格につきましては、466平方メートルで200万円という話を聞いておりますが、通常は青地の農地1反で大体100万円前後の取引だと思っております。以上です。

○21番（中村委員） 大体でよろしいですので、このあたりの平均価格はどのぐらいなのかおわかりですか。私の地区でも、地域の現状価格と差が出ることがあります。

○8番（川崎和久委員） 大体120万円前後です。この案件は反当ですと429万円ですから、すごく高いと思います。柏原地区は基盤整備をしていないところがほとんどですから、120～130万円ぐらいで売買がされております。

○21番（中村委員） ありがとうございます。

○議長（松田） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

議案第56号農地の競売・公売による買受適格証明について、2ページを議題とします。

○事務局（押川） 農地の競売・公売による買受適格証明願について説明いたします。

買受適格証明書は、農地が差し押さえられ、競売や公売にかけられた際に、入札者に対して提出が求められるもので、入札しようとする人が、農地法の許可が受けられる人であるということを証明するものです。

競売は裁判所が決定して行われるもの、公売は国や市町村など公の機関が行うものをいいます。

本証明の審査は、農地法第3条申請と同様の許可基準で行います。

なお、総会での承認後の手続ですが、承認後、入札者が買受適格証明書を持って入札し、最高価格での買受人となった場合は、農業委員会に農地法第3条の単独申請を行います。

農業委員会は会長専決で3条許可を行い、後日総会で報告するという流れになっております。

それでは、番号2をごらんください。

本案件は、宮崎市納税管理課が公売する土地で、白地の農地です。申請人は宮崎市清武町船引在住の農家で、畜産を営む認定農業者です。申請人は申請地周辺で飼育する牛の餌となる飼料作物を栽培していることから、当該地を取得するため申請に至っております。申請人は法第3条の農地の権利取得者としての要件を満たしていることから、議案として上程させていただいております。

なお、入札期間は9月18日の午前10時からとなっております。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、承認することに決しました。

議案第57号農地法第4条許可について、3ページを議題とします。

○事務局（山之上） 農地法第4条許可について説明いたします。

農地法第4条許可につきましては、法第4条第2項各号に規定する許可基準であり

ます、転用事業に係る位置やその事業規模、事業の実現可能性等に適合するか否かについて審査しています。審査に当たり、農地区分は事務局として記載のとおり判断し、係る基準を充足すると認められたため、申請を受理し、議案として上程しております。

それでは、主な案件について説明いたします。

番号 42 をごらんください。

申請人は、宮崎市大塚町在住の個人です。申請地は、宮崎市佐土原町東上那珂にありますテクノリサーチパークから東に約 600 メートルの場所に位置する土地です。本案件は、申請地に一般個人住宅を建築したく申請に及んだものです。

申請地の農地区分は、周辺農地の広がりから「第 1 種農地」となりますが、不許可の例外である「集落接続」に該当しております。申請地の周囲は一部農地と接しておりますが、ブロックを設置し土砂の流出を防ぎ、雨水は地下浸透で処理、また生活排水は公共下水道に接続し処理することから、周辺農地への影響はないものと思われま。その他の許可基準も充足していることから、議案として上程しております。

また、番号 43、44 については、始末書付の案件となっております。両案件とも、農地法の許可を得ずに利用していたことから、追認申請に及んだものです。立地基準・一般基準を満たしていることから、追認もやむを得ないものと判断しております。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

議案第 58 号農地法第 5 条許可について、4 ページから 6 ページの 179 番を議題とします。

○事務局（山之上） 農地法第 5 条許可について説明いたします。

農地法第 5 条許可につきましては、法第 5 条第 2 項各号に規定する許可基準であります、転用事業に係る位置やその事業規模、事業の実現可能性等に適合するか否かに

について審査しています。審査に当たり、農地区分は事務局として記載のとおり判断して、一時転用を含め、係る基準を充足すると認められたため、申請を受理し、議案として上程しております。

それでは、主な案件について説明いたします。

番号 179 をごらんください。

申請人のうち、渡人は宮崎市在住の農家等 16 名、受人は J A 宮崎経済連です。

本日、お手元に「農地法第 5 条許可資料」を配付しております。1 ページに位置図を、2 ページに航空写真を、3 ページから 5 ページに土地一覧表、6 ページに土地利用計画図、7 ページに計画流域図を掲載しておりますので、御参照ください。

申請地は、1 ページの位置図のとおり、宮崎市大字富吉にあります宮崎西インター料金所から東に約 400 メートルの場所に位置する土地です。

本案件は、申請地に物流センターを建設したく申請に及んだものです。

現在の拠点である宮崎市花ヶ島町の施設は、昭和 36 年 3 月、飼料倉庫施設を手始めにサービスセンターや茶関連施設などを順次建設し、J A 宮崎経済連及び経済連グループの事業拡大拠点地となりました。しかし近年、施設の老朽化や施設面積の不足のため建てかえや敷地拡張を検討しましたが、花ヶ島町の施設の周囲は空き地がなく、新たな土地の取得が困難で、事業再編を進めることは難しいとの結論に至りました。そこで、複数箇所の検討を行い、立地条件や既存施設との連携、災害対策などを踏まえ、本案件の申請地が移転先として計画されました。なお、資料 3 ページから 5 ページの土地一覧のとおり、一体利用する既存施設を含む全体面積は 7 万 3, 233. 23 平方メートルです。

2 ページの航空写真をごらんください。

申請地は一部、農業振興地域の農用地区域に位置しておりますが、現在、除外するよう申請中です。除外後は、過去に土地改良事業が行われており、第 1 種農地となりますが、農地法施行規則第 54 条により、事業に必要な総面積に対する第 1 種農地の割合が 3 分の 1 以下の農地転用については、これを認めることとしています。資料の 3 ページから 5 ページの土地一覧をごらんください。5 ページを見ていただければわかるとおり、第 1 種農地の割合が 15. 69% となり、第 1 種農地の割合が総事業面積の 3

分の1以下となりますので、これに該当します。

今回の申請地には、公衆用道路などの公共用地が含まれておりますが、担当部局と払い下げの協議が行われております。

雨水は新設及び既存の調整池を經由し、東側は宮崎市管理、西側は宮崎県管理の河川に放流します。なお、河川管理者とは協議済みでございます。また、新設される調整池は、地元の要望もあり、50年に一度の大雨にも対応できる設計となっております。

今回申請された物流センター建設に当たり、農地法のほかに、森林法、都市計画法に基づく許認可が必要となっており、それぞれ現在手続中で、排水計画を含め審査しており、担当部局に許可の見込みがあることを確認しております。

汚水も各施設ごとに浄化槽を設置し処理する計画となっており、その他の許可基準も充足していることから、議案として上程しております。

なお、許可については、他法令による許認可と足並みをそろえて行う予定です。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

○23番（井田委員） 資料5ページの公共用地の用悪水路とはどういう意味ですか。

○事務局（山之上） 用悪水路とは、田や畑などの農地に水を流すための農業用水路であります。

○23番（井田委員） 普通の用水路で、悪水路という意味がわかりません。用水路の意味ならわかりますが、用悪水路というのでしょうか。

○事務局（押川） 不動産登記法上、地目というのは決まっています、田とか畑とか宅地とか、その中の一つに用悪水路という表現があります。登記簿上の登記地目になっていたもので、そのまま記載させていただいております。

○23番（井田委員） わかりました。

○議長（松田） ほかにございませんか。

○15番（小倉委員） 所有権移転で有償となっておりますが、有償の総額がわかれば教えてください。

○事務局（押川） 農地転用の申請の際には、添付書類として売買契約書を添付させておりますが、基本今回の売買に当たっては、農地のほか山林、原野もあり、それを

含めて合計金額が契約書上記載されておりますので、把握しているのは、今回農地転用が上がってきた分だけになります。地区連絡会でお配りしていますが、面積が1万7,800平方メートルで6,917万円と報告させていただいております。こちらについては、例えば農地1筆、山林2筆で合計1,000万となっていた場合は、面積で案分して金額を算出していますので、詳細な農地の金額までは把握できていないという状況になっております。

また、一応売買契約書上は登記面積で書いてありますが、売買に当たっては実測面積を使ったという話を聞いております。この地域は国土調査が終わっていませんので、登記簿面積の約2倍の実測面積となっておりまして、実測面積は、15万7,562平方メートルとなります。以上です。

○15番（小倉委員） ありがとうございます。

○議長（松田） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、6ページから7ページの181番までを議題とします。

○事務局（山之上） 番号180をごらんください。

申請人のうち、渡人は宮崎市大字島之内在住の農家、受人は宮崎市佐土原町在住の個人でございます。申請地は、宮崎市大字塩路にありますフェニックスカントリークラブから西に約1キロメートルの場所に位置する土地です。本案件は、申請地に一般個人住宅を建築したく申請に及んだものです。

申請地の農地区分は、周辺農地の広がりから「第1種農地」となりますが、不許可の例外である「集落接続」に該当しております。申請地は一部農地と接しておりますが、周囲を盛土し土砂の流出を防ぎ、雨水は地下浸透で処理、また生活排水は公共下水道にて処理することから、周辺農地への影響はないものと思われまます。その他の許可基準も充足していることから、議案として上程しております。

なお、同様の「第1種農地」で「集落接続」に該当している案件は、7ページの番号184、8ページの185、186がございます。

番号181をごらんください。

申請人のうち、渡人は宮崎市大字広原在住の農家2名、受人は宮崎市大字広原にある宗教法人広原神社でございます。申請地は、宮崎市大字広原にあります萩の台公園から北西に約500メートルの場所に位置する土地です。本案件は、申請地を広原神社の露天駐車場として使用したく申請に及んだものです。

申請地の農地区分は、周辺農地の広がりから「第1種農地」となりますが、不許可の例外である「既存敷地の拡張」に該当しております。申請地の周囲は農地と接しておりますが、新たな造成は行わず周囲には柵を設置、雨水は地下浸透で処理することから、周辺農地への影響はないものと思われまます。その他の許可基準も充足していることから、議案として上程しております。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に7ページを議題とします。

○事務局（山之上） 番号182をごらんください。

申請人のうち、渡人は宮崎市丸山町在住の個人、受人は宮崎市大字島之内に本拠を置く土木工事業などを営む法人です。申請地は、宮崎市大字芳士にあります宮崎市立住吉南小学校から東に約800メートルの場所に位置する土地です。本案件は、申請地を宮崎市発注の道路改良工事に伴う「露天資材置場など」として使用したく申請に及んだものです。

申請地は農業振興地域の農用地区域内に位置しておりますが、不許可の例外である「一時転用」に該当しております。申請地の周囲は農地と接しておりますが、新たな

造成は行わず、雨水は地下浸透で処理することから、周辺の農地への影響はないもの
と思われます。その他の許可基準も充足していることから、議案として上程しており
ます。

なお、同様の「農用地区域」で「一時転用」に該当している案件は、8ページの番
号187がございます。

番号183をごらんください。

申請人のうち、渡人は宮崎市大字熊野在住の農家、受人は宮崎市清武町在住の農家
でございます。申請地は、宮崎市清武町木原にあります宮崎大学医学部附属病院から
東に約1.8キロメートルの場所に位置する土地です。本案件は、農地法の許可を得ず
に、申請地を農業用露天資材置場などとして利用していたことから、追認申請に及ん
だものです。

申請地の農地区分は、周辺農地の広がりから「第1種農地」となりますが、不許可
の例外である「農業用施設」に該当しております。申請地の周囲は一部農地と接して
おりますが、新たな造成などは行わず現状のまま利用し、雨水は自然浸透により処理
することから、周辺農地への影響はないものと思われます。始末書の提出もあり、そ
の他の許可基準も充足していることから、追認もやむを得ないものと判断しておりま
す。

また、その他の案件においても追認案件がございますが、始末書の提出もあり、そ
の他の許可基準も充足していることから、追認もやむを得ないものと判断しておりま
す。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、8ページを議題とします。

御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、9ページを議題とします。

御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、10ページを議題とします。

○事務局(山之上) 番号194をごらんください。

申請人のうち、渡人は宮崎市大字郡司分在住の農家3名、受人は宮崎市大字本郷南方に本拠を置く太陽光発電事業などを営む法人でございます。申請地は、宮崎市大字郡司分にあります森永乳業株式会社宮崎営業所から北東に約300メートルの場所に位置する土地です。本案件は、平成28年9月総会で許可された営農型太陽光発電施設による一時転用期間が満了となり、更新のため申請に及んだものです。

先月の総会で御説明しましたとおり、営農型太陽光発電とは、「農地に支柱を立てて、営農を継続しながら、農地の上部空間に太陽光発電設備を設置することにより、農業と発電を両立する仕組み」のことを指します。そして、太陽光パネルを支える支柱部分につきまして、農地法第5条の一時転用の許可が必要となっております。

本申請地はブルーベリーを栽培しておりますが、昨年までの収量はほとんどないと報告を受けておりますが、苗木の作付時期がおくれたことが原因となっております。現地確認を行いました。手入れも行き届いており、熱心に営農に取り組んでいる様子がうかがえました。また、今後の収量につきましては、地域の平均的収量を満たす

見込みであると報告を受けております。

なお、申請地は「第2種農地」のため、営農に問題なければ10年間の許可となります。その他の許可基準も充足していることから、議案として上程しております。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、11ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、12ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

なお、農地法第5条許可申請で許可相当となりました案件のうち、番号179番につきましては、9月17日開催予定の県農業会議の常設審議委員会に諮問します。

議案第59号農用地利用集積計画の決定について、13ページから38ページまでの利用権設定分を議題とします。

本人にかかわる案件がございますので、川越達也委員の退室を求めます。

(18 番川越達也委員退室)

○事務局（石橋） 議案第 59 号農用地利用集積計画の申出につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項各号に規定されております、市の基本構想に適合することや、農地の効率的利用、農作業の常時従事などの各要件を満たしていると考えられるため、今回、議案として上程するものでございます。

中間管理の特例事業による貸借につきましては、13 ページの番号 13 番から 15 ページの番号 17 番までの 5 件でございます。

利用権設定につきましては、16 ページの番号 496 番から 38 ページの番号 536 番までの 41 件でございます。

内訳といたしましては、使用貸借権の再設定が 7 件、新規設定が 5 件、賃借権の再設定が 4 件、新規設定が 6 件となっております。

また、29 ページの番号 518 番から 38 ページの 536 番までの 19 件は、宮崎中央農業協同組合が行う農地利利用集積円滑化事業により転貸するものでございます。

以上、御審議方よろしくお願いたします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ決定することに決しました。

川越達也委員の入室を求めます。

(18 番川越達也委員入室)

○議長（松田） 次に、39 ページから 40 ページの所有権移転分を議題とします。

○事務局（石橋） 農用地利用集積計画の申出のうち、所有権移転につきましては、39 ページの番号 537 番から 40 ページの番号 539 番までの 3 件でございます。

以上、御審議方よろしくお願いたします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ決定することに決しました。

議案第60号令和2年度農地等の利用の最適化の推進に関する意見書について、41ページを議題とします。

なお、本案件につきましては、経営改善推進委員会に意見の立案を付託しておりますので、立案までの経過等について、秋山委員長から説明をお願いします。

○19番(秋山委員) 経営改善推進委員会委員長の秋山です。

農地等の利用の最適化の推進に関する意見書は、平成28年に改正された「農業委員会等に関する法律」の第38条第1項に基づき提出を行うものです。

今回の意見書については、経営改善推進委員会で4月から8月まで5回にわたり専門委員会を開催し、意見書立案の協議を行い、今回総会に議案として提出するものがございます。

意見書の内容につきましては、事務局から説明させます。

○事務局(平下) それでは、意見書の内容について御説明いたします。

別紙でお配りしている意見書案の1ページをごらんください。

今回は、平成29年度に地区別連絡会で、各地域の農業委員、農地利用最適化推進委員から出していただいた意見を集約したものとなっております。内容といたしましては、「新規参入者・農業後継者の支援について」「基盤整備事業の推進について」「有害鳥獣対策について」の3つとなっております。

まず、「新規参入者・農業後継者の支援について」につきましては、現状と課題として、農業従事者の高齢化や担い手不足が深刻化する中、新規参入者や農業後継者の確保が重要な課題となっているという現状があります。また、現在、新規参入者や農業後継者の多くが施設園芸での就農をしており、ハウスや農地の購入など多額の初期投資を必要としているため、農業経営が安定していないことが懸念されております。

そのため、要望といたしましては、① 新設ハウス、中古ハウスの整備及びハウス

の付帯設備整備にかかる補助事業の継続と予算の確保、② 農業次世代人材投資事業、農業後継者育成支援事業の継続と予算の確保、③ 関係機関・団体と連携し、中古ハウスの情報の集約の3つといたしました。

次に、「基盤整備事業の推進について」につきましては、現状と課題として、少子高齢化による農業生産力の低下が懸念される中、担い手が将来にわたり効率的に営農ができる環境を整えていかなければなりません。そのような中、農地中間管理機構関連農地整備事業が創設され、実質農家負担なしでの基盤整備が可能となりましたが、事業採択のための要件が大きなハードルとなっている状況となっております。

そのため、要望といたしましては、① 農地中間管理機構関連農地整備事業の更なる推進並びに国、県への要件緩和の働きかけ、② 上記以外の土地改良事業に対する地元負担軽減の検討の2つといたしました。

2ページをごらんください。

最後に、「有害鳥獣対策について」につきましては、現状と課題として、宮崎市では、電気防護柵の設置や捕獲活動など、さまざまな被害防止対策を講じていただいているところではありますが、なお有害鳥獣の被害が多い状況となっております。有害鳥獣による被害は耕作者の意欲を低下させ、耕作放棄へとつながる場合もあるため、新規参入者や農業後継者が農業を行いやすい環境を整えるためにも、有害鳥獣対策は必要不可欠であると考えております。

そのため、要望といたしましては、① 電気防護柵などの購入補助事業の予算の更なる拡充、② 有害鳥獣捕獲班員の高齢化に伴う新規捕獲班員確保のための更なる支援の2つといたしました。

なお、今回の意見書の中で盛り込み切れなかった意見もございますが、そちらについては、次回の意見書提出時の参考にさせていただきたいと考えております。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（松田） 全会一致、承認することに決しました。

なお、この意見書は9月13日に市長へ提出したいと考えております。

これより報告案件を議題とします。

事務局次長に説明を求めます。

○事務局（西領） 本日の報告案件につきまして御説明いたします。

報告書表紙の裏面をごらんください。

報告第52号は、農地法第4条第1項第7号に係る専決処分の報告についてでございます、その数6件でございます。

報告第53号は、農地法第5条第1項第6号に係る専決処分の報告についてでございます、その数20件でございます。

報告第54号は、農地法第4条第1項本文に係る専決処分の報告についてでございます、その数3件でございます。

報告第55号は、農地法第5条第1項本文に係る専決処分の報告についてでございます、その数16件でございます。

報告第56号は、相続等による権利移動についてでございます、その数11件でございます。

なお、第52号、第53号につきましては、局長の専決処分により受理されたもので、備考欄に専決日を記載しております。

第54号、第55号につきましては、過去の総会において承認されたもので、それぞれ会長の専決処分により許可されたものでございます。

報告は以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（松田） ただいま専決処分等につきまして報告がありましたが、御意見はございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長（松田） 御意見なければ、報告案件はこれにて終わります。

本日の総会はこれをもって閉会してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（松田） 御異議なしと認めます。よって、令和元年第9回宮崎市農業委員会総会を閉会いたします。

午後3時51分閉会